

○国家公安委員会規則第十四号

古物営業法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十一号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第二条第一項並びに古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第四条第三号、第六条第二項、第七条第三項、第十二条第一項、第十五条第一項第四号、第二十一条の五第四項、第二十一条の六第二項及び第三十条の規定に基づき、古物営業法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年九月十四日

国家公安委員会委員長 小此木八郎

古物営業法施行規則の一部を改正する規則

古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正

前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。